

# 児童への虐待を発見時の通告体制

平成12年10月20日に施行された「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）より、児童への虐待を発見した方には、通告義務が生じます（第6条 児童虐待に係る通告）。

当院では、児童虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため通告体制を整備しました。

児童虐待の早期発見・早期対応に取り組み、児童を虐待から守るよう努めます。

児童虐待の例としては、次のようなものがあります。		
身体的虐待	…	暴行、拘束など
性的虐待	…	わいせつな行為の強要など
放棄・放任（ネグレクト）	…	家に閉じ込める、食事を与えないなど
心理的虐待	…	暴言、きょうだい間での差別的な言動など

（※ 児童虐待の防止等に関する法律 第二条）

医療機関は児童虐待を発見しやすい立場にあります。児童虐待防止等のための必要な措置を講ずるとともに、児童虐待の早期発見にご協力するとともに、発見した際は、公的機関へ通報いたします。

## 【 行政機関の通報・相談窓口 】

### 【 練馬区 】

- **児童への虐待を見つけたとき**  
 子ども家庭支援センター  
 〒176-0012 練馬区豊玉北5-28-3  
 窓口受付：平日（8:30～19:00）、土曜（8:30～17:00）  
**TEL：0120-248-551 虐待通告専用フリーコール**  
 TEL：03-3993-8155 地域連携係（平日8:30～17:15）
- **地区別の連絡先**
  - ・ 〒176地域の相談  
 窓口受付：平日（8:30～19:00）、土曜（8:30～17:00）  
 TEL：03-3993-9170
  - ・ **〒179地域の相談**  
 （北町地区）  
 窓口受付：平日（8:30～19:00）、土曜（8:30～17:00）  
 TEL：**03-3993-9172**
  - ・ 〒177・178地域の相談  
 窓口受付：平日（8:30～19:00）、土曜（8:30～17:00）  
 TEL：03-3995-1108

### 【 子ども家庭庁（国） 】

- **児童虐待相談窓口**  
 窓口受付：24時間  
**TEL：189（通話料無料） 児童相談所虐待対応ダイヤル**

子どもを虐待から守るために

練馬区

児童虐待の相談・連絡先

**0120-248-551**

子ども家庭支援センター

月～金曜…午前8時30分～午後7時  
土曜…午前8時30分～午後5時

いちはやく

夜間、日曜・祝休日は **189**

（児童相談所虐待対応ダイヤル）

子どもの命が危ないときは **110番（警察）へ!**

子ども虐待防止  
オレンジリボン運動

児童相談所虐待対応ダイヤル

**189**（イチハヤク）

「かも」でもいいんです。  
気になったらまずはお電話を。

通話無料 匿名可能 秘密厳守

親子を救うプロがいます。

### 【緊急の場合】

- \* 最寄りの警察署へ通報いたします。 光が丘警察署 TEL：03-3581-4321 又は 110番